

## 女性活躍推進法一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を制定する。

### 1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

### 2. 目標・取組内容

- ① 管理職（課長以上）の女性社員を20%以上にする。  
社内研修も含め女性社員に管理職育成を推進する。  
結婚・出産後も仕事が継続できる職場環境作りの推進。
- ② 家事と仕事の両立支援となるよう全職員の残業時間が月10時間以内になるように  
図る。  
残業時間が多い部署に業務改善を提案・立案する。